

平成 31 年度
AI・IoT 導入促進補助金
公募要領

募集期間：平成 31 年 4 月 10 日（水）～令和元年 6 月 28 日（金）

新潟県産業労働部

目 次

| | |
|-------------|---|
| 1 事業の目的 | 2 |
| 2 事業概要 | 2 |
| 3 対象となる事業者 | 2 |
| 4 補助対象経費 | 3 |
| 5 応募手続 | 4 |
| 6 事業採択の決定方法 | 4 |
| 7 補助事業の流れ | 5 |
| 8 交付条件 | 5 |

(様式) 平成 31 年度「AI・IoT 導入促進補助金」公募申請書

1 事業の目的

本事業は、AI や IoT を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小企業のモデル的な取組を支援することにより、県内中小企業の生産性や付加価値の向上を図ることを目的とするものです。

2 事業概要

- (1) 対象事業 AI や IoT を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小企業者のモデル的な取組※
※本事業における「モデル的な取組」とは、単なるシステム・機器等の導入ではなく、AI や IoT の活用により生産性や付加価値の向上を図るものであり、かつ、他の中小企業者への波及効果が期待できるものをいう。
なお、取組は、新潟県内で実施するものとする。
- (2) 事業期間 交付決定の日から令和 2 年 2 月 29 日(土)まで
- (3) 補助率 補助対象経費の 1/2 以内
- (4) 補助上限 1 件当たり 250 万円
- (5) 募集件数 10 件程度 (予算の範囲内で調整)

3 対象となる事業者

以下の条件を満たす新潟県内に本社又は事業所若しくは工場を設置している中小企業者※

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

※中小企業者

下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれか一方の基準に該当する法人をいう。(中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条に該当する者(ただし、個人事業者を除く。))

| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|--------------------|--------------|-------------|
| 製造業、建設業、運輸業その他業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業(下記以外) | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

*ただし、上記基準を満たしていても、次の企業は対象とならない。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上が同一の大企業(特定ベンチャーキャピタル及び県内を本社所在地とする大企業は除く。イ及びウも同じ。)の所有に属している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上が大企業(中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者)の所有に属している中小企業者
- ウ 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

4 補助対象経費

(1) 経費区分・内容

| 経費区分 | 内 容 |
|------------------|--|
| 機械装置・器具・システム等導入費 | 専ら本事業のために使用される、機械装置(機械、装置、部品(センサー等))、工具・器具(測定工具・検査工具、電子計算機等)及び専用ソフトウェアの購入、製作、改良、据付及び運搬に要する経費 |
| 専門家経費 | 本事業の実施に当たり、外部(専門家等)から技術指導を受ける場合に要する謝金や旅費 |
| 外注費 | 本事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないもの(機械装置・システム等の開発・設計等)の外注に要する経費 |
| その他経費 | 本事業を行うために必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの |

【補助対象外経費】

- 消費税・振込手数料
- インターネット利用料金等の通信費(クラウドコンピューティングの利用に関する経費を含む。)
- 汎用性があり、目的外使用となり得るもの(事務処理用のPC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ等)
- その他本事業と関係ない経費

(2) 補助対象経費の基本的な考え方

- 公的資金を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・適法性・正確性に十分留意すること。
- 事業期間内に契約・支払が完了する経費であること。

- 補助対象であること（使途、単価、規模等）の確認が可能で、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できる経費であること。

5 応募手続

(1) 公募期間

平成31年4月10日(水)から令和元年6月28日(金)17時15分まで

(2) 提出書類

①公募申請書（7部）

②添付書類（各1部）

②-1 事業の内容が分かる資料（システム・機器等のカタログ等）

②-2 直近2期分（半年決算の場合は3期分）の決算書の写し（創業2年未満の場合は1期分）

②-3 新潟県税の納税義務を有する者は納税証明書（未納がないことの証明用）

※提出書類は、できる限りA4サイズに統一してください。

(3) 提出先等

提出書類一式を作成の上、郵送又は持参により公募期間内に提出してください。

[提出先]新潟県産業労働部産業振興課新分野育成係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL：025-280-5718 FAX：025-280-5508

(4) 応募に際しての留意事項

○当該年度で同一の者が応募できるのは1件に限ります。

○応募に当たって、提出書類の記載に明らかな不備がある、必要書類が添付されていない場合は不採択とします。

○同様の内容で、国、県、市町村、その他団体（公益財団法人にいがた産業創造機構等）から補助金等が支出されている事業は対象とはなりません。

○提出された書類はお返ししません。

6 事業採択の決定方法

(1) 審査方法等

提出された公募申請書等に基づき、外部有識者による書面審査により審査を行い、その審査結果を参考に採択を決定します。

書面審査では、事業内容や事業の実現可能性等の観点から、審査を行います。

(2) 採否の通知

採否の結果について、後日、応募者宛書面により通知します。

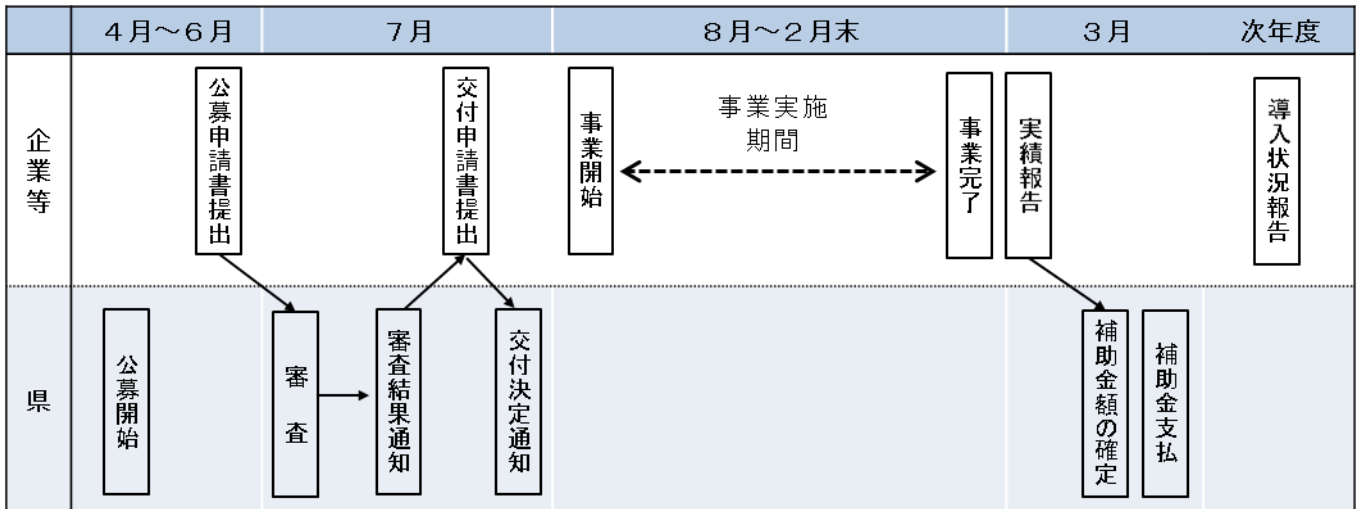
採択となった者は、別途「AI・IoT導入促進補助金交付要綱」に基づく、補助金の交付に係る手続を行っていただきます。

なお、不採択の理由についての問合せには応じません。

(3) 公表

原則として、採択となった場合には、社名、取組名、取組の概要等を公表します。

7 補助事業の流れ



8 交付条件

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 事業の内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- 事業途中での中止や廃止は、県の承認を得ること。ただし、真にやむを得ない場合以外は認められないものであること。
- 事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに報告し、その指示を受けること。
- 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図ること。
- 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 事業終了後2年間、導入設備・システム等の導入効果を9月末日まで及び3月末日までに報告すること。また、本事業に係る県の調査に協力すること。

平成 31 年度「AI・IoT 導入促進補助金」公募申請書

年 月 日

新潟県知事 花角 英世 様

(所 在 地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

㊞

平成 31 年度「AI・IoT 導入促進補助金」について、関係資料を添えて申請します。

なお、本申請書は、平成 31 年度 AI・IoT 導入促進補助金公募要領に記載された、公募申請に必要な全ての要件を満たしていること及び提出書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

平成 31 年度「AI・IoT 導入促進補助金」事業計画書

1 企業概要

| | | | | | | |
|----------------------|---|--------|----------|-----------|----------|-------------|
| 申請者名（法人名） | | | | | | |
| 代表者職・氏名 | | | | | | |
| 住所 | 〒 (本社が県外にある場合には、本社所在地を以下へ記入してください。) 〒 | | | | | |
| 業種 (日本標準産業分類の中分類) | | | | | | |
| 主な事業内容 | | | | | | |
| 設立年月 | 年 月 | | | | | |
| 資本金の額 | 円 | | | | | |
| 従業員数 | 人 (年 月 日現在) | | | | | |
| 直近の売上高 | 千円 (年 月期) | | | | | |
| 主な出資者 | 出資者名 ※1 | | 所在地 | 大企業 ※2 | 出資 比率 | 持株比 率 ※3 |
| | ① | | | | % | % |
| | ② | | | | % | % |
| | ③ | | | | % | % |
| | ④ | | | | % | % |
| | ⑤ | | | | % | % |
| | ⑥ | ほか 社・人 | | | % | % |
| 役員一覧 | 役職名 | 氏名 | 他社と兼務の場合 | | | |
| | | | 企業名・役職名 | 大企業 ※2 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 担当者連絡先 | 所属: | | 氏名: | | | |
| | TEL: | | FAX: | | | |
| | メールアドレス: | | | | | |

※1 出資比率の高いものから記載してください。

※2 大企業の場合は「○」を付けてください。

※3 株式を発行していない企業は記載不要です。

2 補助事業の内容

| | |
|------------------|---|
| 取組名 | |
| 事業目的、背景 | ※補助事業を実施する目的や、事業を実施する背景となる自社の現状と課題について記載してください。 |
| 導入するシステム・機器等の概要等 | ※導入しようとするシステム・機器等の概要（開発企業、仕様、特徴等）について、課題の解決方法も分かるように記載してください。 |
| 運用方法 | ※システム・機器の運用（設置箇所、取得データ、データ分析方法・利用方法等）について記載してください。 |
| 事業における目標 | ※システム・機器等を導入することで達成する導入効果や目標について、測定方法等も分かるように記載してください。 |
| 事業の発展性 | ※更なる導入効果を図るために、考えられる今後の展開について記載してください。（例：収集したデータの他業務での活用、同システムの他部署での活用等） |
| 事業のモデル性、波及効果 | ※次の項目が分かるように記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・事業の内容は県内企業のどの分野（業務）において、どのような効果があると考えられるか。・事業の波及効果を高めるための取組（例：導入施設における見学会開催等） |
| 実施体制 | ※本事業の実施体制等を記載してください。 |

（注）必要に応じ、参考となる資料やイメージ等を添付すること。

3 実施スケジュール

取組工程（導入、運用、効果測定等）の別に項目を分け、月毎のスケジュールが分かるように記載してください。

| 実施項目 | 時期 | | | | | | | |
|------|----|---|---|---|---|---|---|---|
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

（注）行は適宜加除すること。

4 事業費

（1）補助金交付申請額等

（単位：円）

| 事業に要する経費 (A) | 補助対象経費 (B) | 補助金交付申請額 (C) | 事業者負担額 (A - C) |
|-----------------|---------------|-----------------|-------------------|
| | | | |

（2）補助対象経費の明細

（単位：円）

| 経費区分 | 経費内訳 | 単価 | 数量 | 事業に要する 経費 (A) | 補助対象 経費 (B) | 補助金交付申 請額 (C) (B) × 1/2 以内 |
|------------------------------|------|----|----|------------------|----------------|----------------------------------|
| 機械装 置・器具・ システム 等導入費 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 専門家経 費 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 外注費 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | |
| その他経 費 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

(3) 資金調達内訳

(単位：円)

| 区分 | 事業に要する経費 | 資金調達先 |
|---------|----------|-------|
| 補助金 (C) | | |
| 自己資金 | | |
| 借入金 | | |
| その他 | | |
| 合計 | | |

- (注) 1 当該事業に該当する経費のみ記載すること。
2 金額については、消費税を除いた額を記載すること。
3 補助金交付申請額 (C) は、補助対象経費 (B) の 1/2 以内又は補助上限額のいずれか低い額を記載すること。